



禁煙施設を募集します!

群馬県では、平成18年11月から禁煙に取り組む施設を「禁煙認定施設」として認定する「群馬県禁煙施設認定制度」を始めました。

対象となる施設

保健・福祉・医療施設、学校等施設、官公庁施設、文化・運動施設、金融機関、公共交通機関の施設、娯楽施設、飲食店、宿泊施設、小売業等店舗、事業所など

■ 多数の方が利用する**施設**です。■



禁煙認定施設ステッカー (A5版)

認定制度

1 申込

「禁煙認定施設認定申請書」に記入し、所在地の保健福祉事務所に提出します。
※申請書は各保健福祉事務所又は群馬県ホームページから。

2 実地調査

申請書が提出された保健福祉事務所の職員が「認定基準」を満たしていることを確認するため実施調査を行います。※認定基準は裏面にあります。

3 施設の認定

基準を満たした施設には「禁煙認定施設ステッカー」を交付します。

4 公表

施設の同意を得て、ホームページ等に掲載するなど情報提供を行います。



認定基準

認定には次の①～③の区分のいずれかに該当することが必要です。

■ ①敷地内禁煙

施設及び施設の存在する敷地内のすべてが禁煙で、次の条件を満たしていること。

- ア) 屋内及び屋外を含めて敷地内がすべて禁煙であることを標示している。
- イ) 屋内及び屋外を含めて敷地内に灰皿等の喫煙設備を設置していない。

■ ②屋内禁煙（建物全体）

施設の建物内全体が禁煙で、次の条件を満たしていること。

- ア) 建物全体が禁煙であることを標示している。
- イ) 建物内に灰皿等の喫煙設備を設置していない。
- ウ) 喫煙場所を設置する場合は、建物の外に設置し、標示している。
- エ) 入り口等からたばこの煙や臭いが流入しない。

■ ③屋内禁煙（テナント等建物の一部）

テナント等の管理区分全体が禁煙で、次の条件を満たしていること。

- ア) テナント等の管理区分内が禁煙であることを標示している。
- イ) テナント等の管理区分内に灰皿等の喫煙設備を設置していない。
- ウ) テナント等の管理区分外からたばこの煙や臭いが流入しない。

ステッカーは施設の入り口など目につくところに掲示していただき、利用する方が、たばこの煙や臭いの無い施設かどうか、見てわかるようにします。

また、施設の方の同意を得て、認定された施設を県民の方々に情報提供することで、健康増進法に規定された受動喫煙の防止を推進していきます。



「元気県ぐんま21」マスコット 健康王国の妖精「きらら」ちゃん



健康増進法では

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とされています。

受動喫煙とは

室内などで他人のたばこの煙を吸わされることです。

お問い合わせは

渋川保健福祉事務所	渋川市金井394	TEL 0279-22-4166	利根沼田保健福祉事務所	沼田市薄根町4412	TEL 0278-23-2185
伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎市下植木町499	TEL 0270-25-5066	東部保健福祉事務所	太田市西本町41-34	TEL 0276-31-8243
安中保健福祉事務所	安中市高別当336-8	TEL 027-381-0345	桐生保健福祉事務所	桐生市相生町2-351	TEL 0277-53-4131
藤岡保健福祉事務所	藤岡市下戸塚2-5	TEL 0274-22-1420	館林保健福祉事務所	館林市大街道1-2-25	TEL 0276-72-3230
富岡保健福祉事務所	富岡市田島343-1	TEL 0274-62-1541	群馬県健康福祉部保健予防課	TEL 027-223-1111 (内線 2602)	
吾妻保健福祉事務所	中之条町大字西中之条183-1	TEL 0279-75-3303			

群馬県ホームページ <http://www.pref.gunma.jp> 禁煙認定制度

検索